

④ 相続税の物納制度の見直し

Q : 今年度の税制改正で相続税の物納審査について見直しがされるそうですが、どのようになるのですか？

A : 細かいところはまだわかりませんが、大綱では次のように記載されています。

【解説】

① 物納審査期間

税務署長は、物納申請の許可又は却下を物納申請期限から3月以内に行うこととする。

② 物納が却下された場合

物納申請した者について、延納による納付が可能であることから、物納申請の全部又は一部が却下された場合には、20日以内に延納の申請をすることができる。

③ 延納中の物納の選択

延納中の者が、資力の状況の変化等により延納による納付が困難となった場合には、申告期限から10年以内に限り、延納税額から納期限の到来した分納税額を控除した残額を限度として、物納を選択する制度を創設する。この場合における物納財産の収納価額は、その物納に係る申請時の価額とする。

④ その他

- ・ 金銭又は延納による納付困難要件について、その判定方法を明確化する。
- ・ 物納により納付が完了するまでの間について利子税の負担を求める。ただし、審査事務に要する期間については、利子税を免除する。

